

環境省のパブリックコメントに対し、全国センターは以下の意見を提出しました。

2010年4月9日

## 石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について（案）に対する意見

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

石綿健康被害救済制度による指定疾患が中皮腫と肺がんに限定されていましたが、今回の「考え方」で、石綿肺および、びまん性胸膜肥厚を加えることとしたことは、一步前進であると考えます。

しかし以下の点について問題があると思われまます。

### I. 「2. 救済給付の対象となる指定疾病の追加について」の「(1) 石綿肺について」の「① 救済給付の対象となる病態について」

「著しい呼吸機能障害を来している場合」に限定することなくじん肺法で定めている、続発性気管支炎等の法定合併症に罹患している患者も含むべきであると考えます。職業性ばく露を受けた自営業者や、家族ばく露者、アスベスト工場周辺の環境ばく露者に対しても、労災補償と同等の救済が行われるべきで、判定に当たってはじん肺審査ハンドブックのフローチャートを準用すべきです。

### II. 「2. 救済給付の対象となる指定疾病の追加について」の「(1) 石綿肺について」の「① 救済給付の対象となる病態について」の「②医療費の支給範囲に関する考え方について」

付随する疾病として、「細菌感染症」「肺性心」「治療に伴う副作用や後遺症」を例示したことは、積極的に評価します。

ただし肺がん及び中皮腫は既に指定疾患とされていることから、あえて記載する必要はないものと考えます。

### III. 「3. 著しい呼吸機能障害の有無を判定するための考え方に関して」の「(3) 著しい呼吸機能障害の有無を判定するための考え方について」

#### 1. 自覚症状を重視すること

著しい呼吸機能障害の判定では、患者の自覚症状を重視すべきです。一部の検査結果のみで、重症度を判定することは患者の障害の程度を正確に反映しない可能性が大きいと思われる。従来用いられてきたHugh-Jonesによる呼吸困難分類を用いて自覚症状を評価すべきです。

#### 2. 日本呼吸器学会が2001年に提唱した予測式に関して

肺活量の予測式として日本呼吸器学会が2001年に提唱した予測式としていることに関して意見を述べます。じん肺における健康管理区分の判定は、現在Baldwinの予測式に基づい

て行われており、じん肺法による石綿肺の労災認定はこのBaldwinの予測式に基づいて行われている現実があります。同じ石綿肺患者に同時期に2つの肺機能障害の基準が並存することは医療現場に混乱をもたらす可能性が大きいと思われます。

この点について、さらにくわしく意見を述べます。

- ① 従来用いられてきたBaldwinの予測式が日本人でない体格を基にしていること、また臥位での測定結果であることなどから、日本呼吸器学会の予測式のほうが実態に近いものと考えます。
- ② しかし、Baldwinの予測式は、じん肺のみならず身体障害者の等級、障害年金の等級判定等種々の呼吸機能障害の認定に用いられています。
- ③ 予測式に関するダブルスタンダードによる現場での混乱を避ける上でも、石綿健康被害救済小委員会の限られた医師の数回での検討で決定することなく、呼吸器学会や産業衛生学会等での検討も行い、早急に統一的に決定すべきであると考えます。
- ④ この場合でも、患者の呼吸困難に関する自覚症状をP-A-D-L等により評価すべきであることは言うまでもありません。
- ⑤ 結論が出るまでの間、暫定的に従来のじん肺法によるF(++)の基準を準用し、2010年度中に行われる石綿救済法改訂時に結論を出すべきと考えます。

#### IV. 「4. 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったことを判定するための考え方について」の「3. 著しい著しい呼吸機能障害の有無を判定するための考え方について」

石綿肺に関して述べた上記、I、IIIの意見と同様です。

#### V. その他

##### 1. 労災で認められている「石綿胸水」を含めるべき

石綿ばく露者に石綿胸水が合併することは良く知られています。また今回指定疾病に追加される予定の「びまん性胸膜肥厚」は石綿胸水の結果発症するものです。とすれば、その原因である石綿胸水も指定疾患とすべきです。

石綿胸水は自然消退するものが多いですが、中には膿胸状となり著しい呼吸困難を生じるものもあります。労災同様に指定疾病に追加すべきです。

##### 2. 肺がんの認定基準の変更

現在、石綿救済法では、石綿肺所見はあること及び胸膜プラークが確認できることを認定基準としており、労災の石綿所見があることもしくは胸膜プラークが確認されたものと比べて著しい差があります。とりわけ労働者と同じ作業を行い同じアスベストばく露を受けた自営業者の救済が極めて限定的になっています。労災と同様の認定基準に変更すべきです。